

1.雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策	
<p>(1)就労支援施策の強化について <継続> ①地域での就労支援事業強化について 就職困難層に対する「地域就労支援事業」について、各自治体の事業実績を検証し、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会で、好事例を参考に事業の強化を図ること。 さらに、各自治体での事業への取り組み状況や実績（利用件数、就職者数など）を踏まえ、相談体制の充実など、効果的な体制を構築していくこと。また既存の「地域労働ネットワーク」も積極的に活用して、地域における労働課題の解消を進めること。</p> <p><継続> ②障がい者雇用施策の充実について 障がい者雇用を促進すること、とくに障がい者の受け入れ実績のない「障がい者雇用ゼロ企業」に対して事業所訪問やカウンセリングなどを通じ、障がい者の就労支援と職場定着を支援する取り組みを強化すること。 また精神障がい者の平均勤続年数が、身体障がい者や知的障がい者と比較すると短いことから、精神障がい者の職場定着（離職率の改善）に向けて、支援団体等とも連携して、きめ細やかな相談体制を充実させるなど、施策を強化させること。</p> <p>※大阪府における障がい者雇用状況は、用語集を参照</p>	<p>(1)①地域の就労困難者を効果的に支援するため、地域就労支援センターと他の就労支援機関と事例を共有し、連携して事業を進めます。 また、本市が参画する地域労働ネットワーク推進会議を通じて情報を共有し、地域への施策反映に努めます。 (産業観光課)</p> <p>(1)②就労困難者支援を効果的に推進する観点から、地域就労支援センター等と連携を図ります。障害者に対して相談できる体制が整っている支援団体等の情報を、地域労働ネットワーク推進会議や研修会を通じて交換を行い、きめ細やかな支援を図ります。 (産業観光課)</p> <p>(1)②障害者の就労支援や職場定着として、障害者総合支援法における就労移行支援サービスにより、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練などを行い、就労定着支援サービスにより、障害者の職場定着を支援します。 (障害福祉課)</p> <p>(1)②障害者の雇用促進と職業の安定を図ることは、行政においても重要な役割であると認識しています。 本市の障害者雇用率や他団体の状況等を勘案しつつ、障害者の雇用機会の拡充について検討します。 また、障害者の職員の相談体制の整備などを通じ、適性や個性を活かして仕事に就き、誰もが働き続けることができる、職場環境づくりに努めます。</p>

<p><継続> ③女性の活躍推進と就業支援について(★) 女性活躍推進法に基づき、女性の積極的な登用を実施するために、各自治体における推進計画の実施状況を検証し、施策の拡充を図ること。また、女性の再就職支援のためのセミナーやサポートプログラムの充実もあわせて行うこと。</p> <p>※大阪府（「おおさか男女共同参画プラン」に掲載）の「女性の就業率」の目標値と現状は、用語集を参照</p> <p>(2)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について <継続> ①「同一労働同一賃金」と事業主「パワーハラ防止義務」の周知・徹底について 同一企業で働く正社員と、パート労働者や有期雇用労働者などいわゆる非正規雇用の方との間の不合理な待遇差をなくすため、「同一労働同一賃金」の法整備が2020年4月から施行される（中小企業は2021年4月）。本年4月に施行された「働き方改革関連法」とあわせて、内容の周知・徹底を、労働者、企業、経済団体等に対し十分に行うこと。とくに中小企業では、施行時期の猶予もあるため、丁寧な周知に努めること。</p> <p>また、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を事業主に義務付ける「改正労働施策総合推進法」も本年5月に成立した。今後策定される指針の内容も含め、周知・徹底を</p>	<p>(人事課)</p> <p>(1)③「泉南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の能力・経験を幅広い職域での活用に努めます。また、政策及び行政サービスの質を向上させるため、適格者を積極的に登用し、管理職に占める女性職員の割合の増加に努めます。</p> <p>(人事課)</p> <p>(1)③「改訂第3次せんなん男女平等参画プラン」において、「政策・方針決定過程への女性の参画促進」や「ワーク・ライフ・バランスの実現のための支援」等4つの主要施策を女性活躍推進計画と位置づけており、女性の積極的な登用や評価については、毎年度行う当該プランの進捗状況調査報告において点検しています。</p> <p>また、女性の就業支援や性別役割分担意識の解消については、講座を開催する等、啓発を図っています。</p> <p>(人権推進課)</p> <p>2)①「同一労働同一賃金」の法整備が制定された後、機会を捉えて情報を発信し、周知に努めます。「働き方改革関連法」、「改正労働施策総合推進法」につきましては、大阪労働局と情報共有を図り、労務管理やワークルールについての周知啓発を行います。</p> <p>(産業観光課)</p>
--	--

図ること。

<継続>

②法令遵守・労働相談機能の強化について

長時間労働の強要、残業代カット、名ばかり管理職、辞めたくてもやめられない、求人票の内容と労働条件が異なるなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。これらの問題を撲滅するため、雇用・労働環境の整備、ワークルールの遵守、過労死や過重労働等の撲滅、長時間労働の是正について、周知・啓発をはかるとともに、相談を通じて悪質な疑いがあれば、大阪労働局とも連携し、適切な施策を講じること。さらに、利用者のニーズも踏まえて SNS を活用した労働相談の実施も検討すること。

<継続>

③地方創生交付金事業を活用した就労支援について

大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略の地方創生交付金事業等で「女性の活躍推進」、「若者・大阪企業未来応援事業」、「次代を担う人づくり」などが掲げられている。そこで、事業の情報発信力を高めるとともに、SDGs が掲げる「ジェンダー（ジェンダー平等を実現しよう）」や「成長・雇用（働きがいも経済成長も）」の目標達成に向け、とくに魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかるとともに、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。

④ワーク・ライフ・バランス社会の実現について

<継続>

①男女共同参画社会をめざした取り組み

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹

(2)②増加しつつある労働問題については、労働相談事業を通じてその解決に取り組むとともに、大阪労働局と情報共有を図り、啓発するとともに関連する相談に対しては、労働相談、法律相談等の専門相談事業を通じてその解決に努めます。

(産業観光課)

(3)女性や若年層の就業、雇用は、地域の活性化に寄与するものであるため、地域就労支援センター等と連携を図り、定着できる職場を案内できるよう支援を図ります。事業の積極的な情報発信、マッチングの機会の創出等、商工会と連携した事業を推進します。

また、介護、福祉分野の定着支援の検討につきましては、商工会に加え、福祉関係機関と連携を図り進めます。

(産業観光課)

(3)介護・福祉分野の定着支援施策としての独自の処遇改善助成金については、大阪府や他市町村の動向等を参考に検討します。

(長寿社会推進課)

(4)①次世代育成支援対策推進法の周知徹底については、市町村の責務として課されている行動計画である「泉南市子ども・子育て支援事業計画」を平成 27 年 3 月に策定し、市の実施する子育て支援サービスが周知できるよう概要版を作成し、市民への配布を行っています。

底を図るとともに、きめ細やかに対応ができる相談窓口の充実を図ること。また大阪府が実施している「男女いきいき・元気宣言事業者登録制度」、「男女いきいきプラス事業者認証制度」、「男女いきいき表彰制度」を広く周知し、男女がともに働きやすい職場づくりや男性の育児休業取得促進を含めた育児参加支援など、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた施策を推進していくこと。

<継続>

②治療と職業生活の両立に向けて

がんなどの病気の治療を行いながら働く労働者に対し、事業主は適切な配慮を行う必要がある。そこで、会社が当該労働者のニーズに応じた働き方の選択肢を提供することや、会社と医療機関との連携事例の発信など、事業主に対する啓発活動や情報提供などに積極的に取り組むこと。

<新規>

(5)「不当労働行為救済命令」の着実な履行について

各自治体においては、大阪府労働委員会による不当労働行為救済命令(初審命令)が着実に履行されるよう、大阪府と連携して不当労働行為企業を、

また、ウェブサイトや広報紙において、子育て専用のページを作成し、利用者に分かりやすい広報に努めています。

また、大阪府が実施している「男女いきいき・元気宣言事業者登録制度」、「男女いきいきプラス事業者認証制度」、「男女いきいき表彰制度」の周知については、大阪府と協力することに努めます。

(保育子育て支援課)

(4)①固定的な男女の役割分担意識に関することや、男性の働き方・意識改革については、「改訂第3次せんなん男女平等参画プラン」において、主要施策の1つとして「ワーク・ライフ・バランスの実現のための支援」、「男性にとっての男女平等参画の推進」を掲げています。具体的には、講座の開催やチラシ等の配布等で啓発を図ります。

また、泉南市事業所人権推進連絡会を通じて「男女いきいき・元気宣言」事業者の登録への取組等について周知に努めます。女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定が努力義務とされている規模の事業者に対して、策定を促進できるよう周知に努めます。

相談窓口については、「女性相談」「女性のための電話相談」を開設し、相談窓口の充実を図っています。

(人権推進課)

(4)②がん対策基本法の改正の周知とともに、病気の治療を行いながら働く労働者に対し、事業主が適切な配慮が行えるよう、情報を発信し啓発を行い、併せて大阪労働局をはじめとする関係機関との情報共有に努めます。

(産業観光課)

(5)参加資格を有する者の指名停止に関しては、今後も国や大阪府をはじめ他の自治体あるいは報道機関の情報に基づき、可能な限り客観的な事実の把握に努め適正な措置を講じていきます。

(契約検査課)

<p>一定期間、指名停止するなどの対応を強化されること。</p> <p><新規> (6)外国人労働者が安心して働くための環境整備について 地域で働き暮らすすべての外国人に対し、労働関係法令や生活に関する情報を多言語で提供するとともに、母国語による相談・支援体制を整備・拡充すること。 また生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要な日本語についても、外国人労働者が習得できるようサポートを行うこと。</p>	<p>(6)今後、増加することが予想される外国人労働者に対しては、地域就労支援センター等と連携を図り、定着できる職場を案内ははじめとする支援を図ります。外国人労働者に対する相談・支援整備については、大阪労働局と情報を共有し、啓発に努めます。 (産業観光課)</p>
2.経済・産業・中小企業施策	
<p>(1)中小企業・地場産業の支援について <継続> ①ものづくり産業の育成強化について MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）と連携し、ものづくり産業の育成を一層進めること。とくに、ものづくり企業の従業員やOBなどをインストラクターとして養成し、さまざまなものづくり現場で改善や後継者育成の指導を目的として、積極的に中小企業への派遣を行うこと。また、女性のものづくり企業への就職促進に資する職場環境整備や情報発信などについても、支援策を講じること。</p> <p><新規> ②若者の技能五輪への挑戦支援について ものづくり産業を中心とする「強固な地方」「強固な現場」を構築するため、技能五輪の全国大会・国際大会に積極的に挑戦する若者が増加するよう、広報を強化するとともに支援を拡充すること。とりわけ中小企業に働く若者が参加できるよう、周知や支援を強化すること。</p> <p><継続> ③中小・地場企業への融資制度の拡充について</p>	<p>(1)①商工会と連携して、ものづくり産業の育成を進めるツールの1つとして、MOBIOや大阪府よろず支援拠点を活用し、企業に対して必要な情報を周知していきます。 また、女性のものづくり企業をはじめとする市内の企業、事業所が保有する貴重な技術を広く周知するため、ウェブサイトやSNS、情報誌を活用したPR活動を実施します。 (産業観光課)</p> <p>(1)②現在、直接該当するような事業は行っていないませんが、商工会等と連携し、広く情報発信を行っていきます。 (産業観光課)</p> <p>(1)③大阪府及び日本政策金融公庫が行う制度融資と連携した利子補給事業を核とし</p>

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるため、金融機関と顧客との長期安定的な金融取引機能の支援を強化すること。また融資の際、物的担保主義や個人保証依存から、企業の将来性・発展性を重視することとし、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

<継続>

④ 非常時における事業継続計画（BCP）について

災害時に、顧客や従業員の安全、会社の事業、取引先への信用、従業員の雇用などを守るべく、事業継続計画（BCP）の策定が重要となっている。しかし中小企業への普及率は、依然低い状況にある。そこで関係機関との連携を強化し、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じ、災害発生などの非常時に備えることができるよう、きめ細かな計画策定の支援を強化すること。また企業の防災対策を入札時の加点要素に加えるなど、BCP 制定のインセンティブ制度を導入すること。

<継続>

② 下請取引適正化の推進について（★）

中小企業の拠り所となる下請かけこみ寺の相談件数が依然高い状況にあり、下請代金の支払遅延や減額などの悪質事案が後を絶たない。サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、資材や人件費など増加コストを適正に転嫁できるよう、企業間における適正な取引関係の確立に向けて、監督行政と連携を図り、下請法をはじめとする関係法令の周知とその遵守を徹底すること。とくに本年は消費増税が予定されていることから、適正な価格転嫁ができるよう、より強く国に働きかけること。

<継続>

③ 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について（★）

て、経営基盤が脆弱な事業者に対する支援に努めます。

（産業観光課）

(1)④市内中小企業に対しては、商工会を通じて BCP・BCM に必要な考え方、策定手順、見直し方法、実効性の確保等、普及に向けて必要な知識を得る機会の提供と周知啓発に努めます。

（産業観光課）

(2) 中小企業の下請けの現状を踏まえ、近畿経済産業局と連携を図り、労働者の労働条件改善、適正な価格転嫁ができるように周知啓発に努めます。

（産業観光課）

(3) 総合評価入札制度については、平成 27 年度に施設建設事業で、また平成 29 年度に

<p>総合評価入札制度の導入が、府内20市にとどまっている状況にあることから、未導入の自治体は積極的に取り組むこと。また公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。</p> <p>【参考：総合評価入札導入20市】 大阪市、泉大津市、豊中市、河内長野市、東大阪市、茨木市、岸和田市、堺市、枚方市、富田林市、高槻市、箕面市、高石市、柏原市、阪南市、池田市、寝屋川市、泉佐野市、吹田市、八尾市（導入年度順）</p>	<p>はLED照明灯導入事業で実施しており、地域経済の活性化の観点から、両事業とも地元企業を構成員とした場合は加点評価しています。</p> <p>また地元企業の特性を踏まえ、委託業務に関して、価格競争を原則としつつ、業務の内容によりプロポーザル方式での契約を行い価格以外の条件を評価することによる公共サービスの質の確保と、公契約の趣旨・福祉の視点の評価導入を進めています。</p> <p>労働者の賃金・労働条件を決め、その決めた内容を実際に現場労働に適用する規定を設けることは、本来、法律において規定すべきものであるとの考え方もありますが、既に制定している自治体があることから、今後もその動向を注視し、検討課題として取扱います。</p> <p style="text-align: right;">(契約検査課)</p>
<p>3. 福祉・医療・子育て支援施策</p>	
<p><継続></p> <p>(1)地域包括ケアの推進(★)</p> <p>住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアの推進にむけ、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みを構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。</p> <p><継続></p> <p>(2)予防医療のさらなる推進について</p>	<p>(1)地域包括ケアシステムの構築については、本人の選択と、本人・家族の心構えを前提に「医療・看護」「介護・リハビリ」「健康・予防」「生活支援・福祉サービス」「すまいとすまい方」の要素を適切に組合せ、一体的に提供される体制づくりが必要です。</p> <p>本市ではW忘れてもだいじょうぶAあんしんとOおもいやりの町SENNANをスローガンに、地域での認知症に関する普及啓発に取り組んでいます。「認知症ケアから地域包括ケアシステムの構築」をめざし、今年度から在宅医療・介護医療連携推進事業の1つとして、医療・介護の専門職との協働による市民との交流を図り、在宅医療に関する普及啓発を行っています。</p> <p>24時間対応の在宅サービスについては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを整備しています。</p> <p>今後も高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域資源の把握・在宅医療の課題や対応策の検討、及び在宅医療の提供体制の構築、また情報共有や相談支援体制の構築に向けて、引続き取り組みます。</p> <p style="text-align: right;">(長寿社会推進課)</p>

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診などの受診率を向上させるためにも、大阪府が実践的に取り組む「健活 10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」などを市民に広くPRする取り組みを行うこと。また、市民が行政が実施する健康に関する事業や情報などを気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体などとも連携したキャンペーンなどの具体的な取り組みを行うこと。

<新規>

(3)医療人材の勤務環境と処遇改善

医療の安全確保のため、市立病院など医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保など、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、新たな医療人材の確保に向け、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上をはかる研修機会の拡充などを積極的に実施すること。

(4)介護サービスの提供体制の充実にむけて

<継続>

①介護労働者の処遇改善と人材の定着

(2)市が実施するがん検診や健康教育等において、「健活 10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」を積極的にPRしています。国保だけでなく、協会けんぽとも協力したがん検診と特定健診のセット健診の実施や、保険会社と連携した検診の普及啓発に取り組んでいます。

今後も、ウォーキングイベントや栄養講座・禁煙等の生活習慣病予防を中心とした健康教育、健康相談、健康診査等の実施について、さらに充実を図ります。

(保健推進課)

(2「第3期特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健診受診率の向上を図っています。この取組として、集団健診の土日開催、委託医療機関情報を分かりやすく発信する等、受診しやすい環境づくりに努めています。また、本年10月から本格実施となった「おおさか健活マイレージアスマイル」については、広報紙や地域の掲示板へのポスター掲示、回覧、健診受診者や人間ドック申請者への案内等により、市民への啓発に取り組めます。今後も、市民の健康づくりの支援の充実を図ります。

(保険年金課)

(3)本市では市民病院は有していませんが、地域医療機関の看護職不足解消策の1つとして医師会立看護専門学校への運営費補助を行い、地域医療の充実をめざしています。また、医師会の地域医療向上のための事業（講演会等）を支援しています。今後も医師会との連携を図りながら、地域医療の推進に努めていきます。

(保健推進課)

(3)医療従事者に特化した施策は行っていません。

(産業観光課)

(4)①介護人材の確保については、大阪府介

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の処遇の向上や介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価するなど、キャリアアップの仕組みの整備を支援すること。

<新規>

②地域包括支援センターの充実と周知徹底

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効あるものとして機能を発揮できるよう、有効な対策を講じること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、地域包括支援センターが、家族などが介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報の取り組みを強化すること。

⑤子ども・子育て施策の着実な実施にむけて

<継続>

①待機児童の早期解消

待機児童の早期解消に向け、子ども・子育て支援事業計画の適切な見直しを行うこと。また、事業所内保育、家庭的保育や小規模保育などの整備・充実をはかること。整備の際には、保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携などを行うこと。

<継続>

②保育士等の確保と処遇改善

護人材確保会議に積極的に参加し、長期的な視野に立った対策として、福祉・介護の仕事の魅力についてイベント等において情報発信しているところです。

定着・処遇改善については、研修等により資質向上を図るとともに、介護ロボットについても補助金等を活用し事業所への普及に努めました。

また、大阪府及び広域福祉課と連携し、事業者に対し、個別指導や集団指導等の実地指導を通して、職員の処遇改善について確実に実現されるよう働きかけます。通達や法令の遵守についても、事業者への集団指導等において周知・徹底します。

(長寿社会推進課)

(4)②地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するとともに地域包括支援センターが地域において求められる機能を十分に発揮するためには、人員体制及び業務の状況を定期的に把握・評価し、その結果を踏まえて、センターの設置者及び市町村が事業の質の向上のための必要な改善を図っていきます。

(長寿社会推進課)

(5)①本市では、4月1日時点において待機児童は発生していませんが、現在、今後の人口動向・保護者へのニーズ調査等をもとに、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定を行っています。

また、平成27年度以降、1公立保育所、3私立保育所、1私立幼稚園の認定こども園への移行により、児童の受入体制の強化を図っています。加えて、小規模保育事業所2か所の新設を行い、保育の充実を目的とし、認可保育等施設との連携を行っています。

(保育子育て支援課)

(5)②本市が運営する施設の保育士等の労

子どもが心身ともに健やかに成長するのに必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員などの労働条件と職場環境の改善を行うこと。そのための正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保などを行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置することなどにより、現場ニーズの把握や支援のあり方などについて検討し、保育の質の向上につなげること。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育など多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。

<新規>

④企業主導型保育施設の適切な運営支援

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査などに市町村による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底することなどについて、大阪府と認識を合わせ、国に要望すること。

<補強>

(6)子どもの貧困対策について

各市町村での「子どもの貧困」の解消に向け、教育の機会均等を保障するための経済的支援を含む具体的な支援・取り組みを迅速に行うこと。また、居場所の提供や生活習慣・育成環境の向上の取り組みも含め、生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援

働条件については、関係法令や条例規則に基づき適切な措置を講じるとともに、健康診断やストレスチェックを行い職員の健康管理に努めています。

また、今年度から市内の民間保育事業者（保育所・認定こども園等）と連絡会議を開催し、定期的に情報交換を行い保育の質の向上に努めています。

(保育子育て支援課)

(5)③病児保育等については、平成28年度から1公立認定こども園、1公立保育所、1私立保育所、平成29年度から1私立認定こども園において病児保育（体調不良児対応型）事業を開始し、施設内における体調不良児への財政的支援を行っています。

その他、延長保育については実施済みですが、夜間保育及び休日保育については、利用ニーズ等を勘案しながら、実施について検討していきます。

(保育子育て支援課)

(5)④企業主導型保育施設の指導・監査は、公益財団法人児童育成協会が、原則として年1回以上、立入調査を実施することとなっています。また、大阪府からの権限移譲に伴い、泉佐野市広域福祉課が認可外保育施設として企業主導型保育施設の指導・監査を行っていますので、市の役割において情報を共有し、保育の質の向上にむけ、大阪府と調整していきます。

(保育子育て支援課)

(6)本市におきましては、子ども施策全般を担う部局について検討しているところであります。また、現在は、子どもの貧困対策につきましては、それぞれの関連する部局において、それぞれの施策の中で子どもの貧困に対する取組を行っています。

今後、これらの施策において連携・協力を行う必要があると考えますので、福祉、

<p>事業などを積極的に実施すること。</p>	<p>教育、医療、保健等の関係部局との検討を行い、子どもの貧困対策を進めていきます。</p> <p>また、生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援事業の中で、現在は学習の習得を目的として実施していますが、事業内容に生活環境支援も含まれることとなりましたので、今後、子どもとその保護者を含めての世帯全体での支援としてどのような取組をしていくかを生活困窮者自立相談支援事業所と協力しながら検討し、事業に取り組んでいきます。</p> <p style="text-align: right;">(生活福祉課)</p> <p>(6) 生活保護法によって教育扶助を受けられる方に準ずる家庭で、子どもの教育費の面で困難を感じている保護者に対して、学校で学習するのに必要な費用の一部を援助するため就学援助制度を実施しています。</p> <p style="text-align: right;">(学務課)</p>
<p><継続></p> <p>(7)子どもの虐待防止対策について (★)</p> <p>児童虐待を未然に防ぐため、市民に対し「児童虐待防止法」の周知を図ること。特に国民の通告義務や児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について広く啓発活動を行うこと。また、ネグレクトなどの児童虐待を予防するため、子どもと保護者への切れ目のない支援を行うための子育て世代包括支援センターでは、妊娠・出産包括支援事業や産婦検診事業をはじめとする事業により、効果的な支援が実施できるようセンターを運営するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修などを実施すること。</p> <p><子育て世代包括支援センター未設置自治体> 貝塚市、柏原市、摂津市、高石市、藤井寺市、島本町、千早赤阪村（2019年7月1日現在）</p> <p><新規></p> <p>(8)子どもの権利の問題 2019年は、国連で子どもの権利条</p>	<p>(7)児童虐待に係る通告が増加傾向にある中で、児童虐待未然防止の必要性を周知するため、地区ケア会議などへの出前講座を実施しています。また、今年度は11月1日からオレンジリボンキャンペーンとして、公共施設で児童虐待防止の重要性を周知するため啓発活動を実施します。</p> <p style="text-align: right;">(保育子育て支援課)</p> <p>(7)本市では、平成29年度から、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を行い、子育て不安の解消を図り、虐待予防に努めています。特に初回面接となる母子手帳の交付時は、信頼して話していただける関係性の構築をはかるよう努めており、保健師の研修等にも積極的に参加し、資質向上をめざしています。</p> <p style="text-align: right;">(保健推進課)</p>

<p>約が採択されてから 30 周年（日本が同条約を批准してから 25 年）となる。しかし、昨今の児童虐待や子どもの貧困（居場所の問題）、いじめや不登校など学校での問題など、子どもを巡る社会的な課題は多く、子どもの人権が守られているとは言い難い状況が続いている。</p> <p>子どもがその権利の主体として、子どもを取り巻く課題に、子ども自身が意見表明できるよう、「子どものオンブズパーソン制度」の導入や、行政施策への参画ができる方策を検討するなど、「子どもの人権を守る」理念を行政施策のすべてに反映させること。</p>	<p>(8)本市では、泉南市に生まれ育つ全ての子どもが「生まれてきてよかった」と心から思えるそんな「子どもにやさしいまち」(チャイルド・フレンドリー・シティ)を実現していくために平成 24 年 10 月に「泉南市子どもの権利に関する条例」を制定しています。</p> <p>この条例第 4 条では、「子どもは、自分に何らかの関係することや自分が必要とすることについて、自己の権利として自分の意見を表明したり表現したりして、その社会の一員として積極的に参加することができます」と子どもの意見表明と参加を保障しており、その具体的施策として「せんなん子ども会議」を毎月 1 回開催しています。</p> <p>また、泉南市子どもの権利に関する施策推進本部を設置するとともに、泉南市子ども・子育て支援事業計画の中心に子どもの権利を位置づけ、「子どもの人権を守る」理念を行政施策の全てに反映させることができるよう、取り組んでいます。</p> <p>「子どものオンブズパーソン制度」の導入については、本条例の実施に関する検証を行う「子どもの権利条例委員会」の報告において、これまでも導入に向けた意見をいただいております。本年度より庁内準備委員会を立ち上げ、設置に向けた検討を行っています。</p> <p style="text-align: right;">(人権教育課)</p>
<p>4. 教育・人権・行財政改革施策</p>	
<p><継続> <u>(1)指導体制を強化した教育の質的向上にむけて</u> 将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保すること。教職員の長時間労働を是正し、本来の仕事の質を高めることにより、教育の質的向上をはかること。</p>	<p>(1)少人数学級編制による少人数の集団は子ども達や保護者から評価が高く、「子どもの安心感が増し、落ち着いた学校生活を送れるようになった」など好評を得ており、欠席率の低下、学習意欲の向上など効果が出ています。学校現場を取り巻く課題が複雑化し、教職員の多忙化が進んだ実態を踏まえると、自治体による教員配置に格差が生じてくることは義務教育の本質に係ることであり、その意味においても、国による定数改善は必然です。根本的な教職員定数を計画的に改善することや、これからの社会に対応する学習を実現するため、国や府に対して引続き要望していきます。また、平成 29 年 9 月から全校一斉退庁日及び部活動休養日（ノークラブデー）を全校一斉に実施しており、仕事と生活のバランス良い</p>

<p><継続></p> <p>(2)奨学金制度の改善について (★)</p> <p>2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないことなど、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。</p> <p><継続></p> <p>(3)労働教育のカリキュラム化について</p> <p>ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、労働教育の充実、カリキュラム化を推進することまた、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための主権者教育を充実させること。</p> <p>(4)人権侵害等に関する取り組み強化について</p> <p><継続></p> <p>①差別的言動の解消</p> <p>「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行をうけ地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、早期に条例を制定すること。</p> <p><補強></p> <p>②多様な価値観を認め合う社会の実現</p> <p>LGBTなどのセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI(性的指向と性自認)に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要</p>	<p>働き方ができるよう、学校長を通じ指導しています。</p> <p>(学務課)</p> <p>(2)「奨学金」制度の充実は利用者にとって重要な事と認識しています。その改善について、機会を通じて要望していきます。</p> <p>(学務課)</p> <p>(3)子ども達が将来を見通して夢や希望を育むことができるよう、キャリア教育の視点で学習を充実することは重要と考えています。各中学校において、職場体験等を含めて、働くことに関わる法律や権利・義務などについて適切に学習しています。子ども達が、国家や地域、社会の形成者として必要な資質を養う上で、いわゆる主権者教育は重要なものと考えています。各小中学校において、子ども達が主体的に社会を形作る力を養えるよう学習しています。</p> <p>(指導課)</p> <p>(4)①本市では、平成29年8月に泉南市人権行政基本方針、令和元年8月に泉南市人権行政推進プランを策定し、「外国人の人権」についても取組むべき主要課題の1つとして掲げています。今後とも多様な人権侵害に対する対応について、関係機関と連携を図り、体制を構築します。</p> <p>(人権推進課)</p> <p>(4)②セクシュアル・マイノリティに対する理解については、講座や情報誌を作成する等により、啓発を図っているところです。また、セクシュアル・マイノリティに関しては「改訂第3次せんなん男女平等参画プラン」において、「性同一性障害を有する人などの人権についても尊重されること」として、基本理念の1つとして掲げています。</p>
--	---

<p>であり、そうした理解を深めるために、行政・府民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。あわせて2017年3月には「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」方針が策定されたが、その検証も行うこと。また、2015年3月に東京都渋谷区が「同性パートナーシップ条例」を制定したように、泉南市においても同趣旨の条例制定を進めること。また行政施設においては、多目的トイレなど、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。</p> <p><継続></p> <p>③就職差別の撤廃・部落差別の解消</p> <p>この間連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになっている。そうしたことから、連合大阪は、大阪労働局、大阪府に対して就職差別の撤廃にむけた要請を行っている。いまだ就職差別については根が深い問題であることから、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について住民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。</p>	<p>条例の制定については、住民のニーズや近隣自治体の動向を見極めながら、施設的环境整備については、予算編成方針等を鑑みながら、必要に応じ検討します。</p> <p>(人権推進課)</p> <p>(4)②現在、市役所本館及び別館において、それぞれ各階に1か所ずつ多目的トイレを設置し、また、点字ブロックを設け、誰もが利用しやすい施設運営に努めています。今後も、来庁者が安心して利用できるような環境の維持・充実に努めます。</p> <p>(総務課)</p> <p>(4)③部落差別解消推進法の制定を受け、泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所に対し、公正な採用選考については、研修会等で周知を図っているところです。今後とも「部落差別解消推進法」の周知と併せ、部落差別の解消に向けた取組を行います。</p> <p>(人権推進課)</p>
<p>5.環境・食料・消費者施策</p>	
<p><継続></p> <p>(1)食品ロス削減対策の効果的な推進(★)</p> <p>これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策に基づく取り組みを実施すること。また、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」などを周知するなど、効果的な啓発活動を実施すること。</p> <p>さらに、2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。</p> <p><新規></p> <p>(2)プラスチックごみの問題</p> <p>プラスチックごみによる海洋汚染が国際的な問題となっている。また、</p>	<p>(1) 広報紙やウェブサイトでの啓発、小学校への出前授業の際には給食を残さず食べることを目標にすることを通じて食品ロス削減についてPRを行っています。また、府と連携し、イベントなどに出展しパネル展示等のPR活動を積極的に行うなど、周知徹底に努めます。</p> <p>(清掃課)</p> <p>(2) 3Rを引続き推進し、広報紙やウェブサイトでの啓発を行います。また、市民に配布している冊子「ごみの分別と出し方」の</p>

<p>廃棄物そのものの発生削減、再生利用は、国連の持続可能な開発目標(SDGs)の目標にもなっている。</p> <p>各市町村の環境事業においても、使い捨てプラスチックの削減やプラスチックの資源循環が進むよう、廃棄物の分別収集の徹底と選別ガイドラインの見直し、リユース・リサイクルの徹底、企業による再生材の利用促進、市民への啓発などの具体的な取り組みを行うこと。</p> <p><u><継続></u> (3)消費者教育としての悪質クレーム(カスタマーハラスメント)対策の実施</p> <p>「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為などの悪質クレーム(カスタマーハラスメント)の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとして、消費者に倫理的な行動をうながすための啓発活動や消費者教育を行うこと。</p> <p><u><新規></u> (4)特殊詐欺被害の未然防止対策の強化</p> <p>大阪府では、高齢者などが狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助などの対策を実施すること。</p>	<p>次回改訂時には、より広く市民に分別について伝わるように見直しを行います。また、府と連携し、イベントなどに出展しパネル展示等のPR活動を積極的に行うなど、周知徹底に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(清掃課)</p> <p>(3)現在、消費者庁事業の消費者の倫理的消費の項目の中にはカスタマーハラスメント防止のための啓発は含まれていないため行っていません。</p> <p style="text-align: right;">(産業観光課)</p> <p>(4)特殊詐欺対策として有効な留守番電話の効果的な使い方などをはじめとした様々な悪質商法の被害防止をチラシやウェブサイトを活用した啓発に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(産業観光課)</p>
6.社会インフラ(住宅・交通・情報・防災)施策	
<p><u><補強></u> (1)交通バリアフリーの整備促進と安全対策</p> <p>公共交通機関(鉄道駅・空港など)のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエス</p>	<p>(1)鉄道駅舎については泉南市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱を制定し、バリアフリー化設備の整備にあたって補助金を交付しています。</p> <p style="text-align: right;">(都市政策課)</p>

カレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。また、転落事故などを防止するための鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対しての助成や税制減免措置などの財政措置の拡充・延長、また設置後の補修についての助成を国・大阪府に働きかけを行うこと。

<新規>

(2)高齢ドライバーの安全対策について

最近、高齢者の運転と見られる事故が頻発している。今後高齢ドライバーが増加することから、未然防止に向けた啓発、さらにはドライバー教育・講習の充実、免許証返納の際のインセンティブ制度の検討を行うこと。併せて、交通空白地帯を作らないよう、公共交通機関の充実をはかること。

<補強>

(3)防災・減災対策の充実・徹底(★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連

(1)公共機関におけるバリアフリー化促進と安全対策を推進するために、税制面でも税額の軽減や減免を検討すべきものと考えます。今後も他市町村の動向を踏まえ検討します。

(税務課)

(2)平成14年から、公共交通システムとしてコミュニティバスの運行を開始し、利便性の確保及び高齢者、障害者等の交通手段の確保を図っています。

平成29年4月からは、車イスのまま乗降でき、高齢者や子どもにも乗りやすいノンステップバスの新型車両を2台導入するとともに、運行時刻、運行路線の見直しを行い、特に市民からの要望が多かった商業施設への乗入れを行っています。

今後も市民の生活交通や交通弱者に対して、快適な移動手段を確保するために、利便性の向上に努めます。

また、高齢運転者の免許返納に対しての割引補助について検討し導入に向けて努めます。

(環境整備課)

(2)地区ケア会議など地域住民が集まる場で高齢者への注意喚起を行い、高齢者運転免許自主返納サポート制度などの情報提供、高齢者のニーズに応じた施策の検討に講じていきます。

(長寿社会推進課)

(3)平成28年度に総合防災マップを作成し、自然災害による被害の軽減や災害への備えに活用いただけるよう全戸配布を行い市民への周知を行っています。今後も当マップを活用し、防災訓練等において、防災知識の普及啓発を継続的に実施します。

避難所の把握や防災用品の準備については、市内の小中学校の校区を単位とし避難所案内板を順次設置しているところであり、広報紙に家庭でできる備え等の記事を定期

携した具体的な訓練など、市町村の支援を行うこと。さらに災害発生時における情報提供のツールとしての自治体のホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと

< 継続 >

(4)地震発生時における初期初動体制について

緊急時においては、自治体職員のマンパワーが重要である。特に地震発生においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、非正規で働く職員が多くを占めている現状の中で、緊急時に十分な対応ができるような人員体制を確保すること。また震災発生においては、交通機関がマヒしていることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたるなど、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携が行えるよう、各自治体に働きかけを行うこと。その上でも大規模災害発生の際には行政の対応にも限界があることから、日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助の観点から地域住民に協力いただくような日常的に地域防災対策を講じる事。

また、地震発生 の 時間帯が帰宅・出

的に掲載し、備蓄品の準備について啓発しています。

避難行動要支援者名簿については、毎年更新を行い、地域毎に順次締結を進めている要支援者対策に係る協定に基づき、必要な支援体制の整備を図ります。

災害発生が予想される場合及び災害発生時は、ウェブサイトの緊急情報に必要な情報を掲載していますが、より分かりやすい周知に努めます。

(危機管理課)

(3)ウェブサイトでは、トップページに「緊急情報」という掲出枠を設けており、ウェブサイト訪問者が、情報を得やすいデザインを採用しています。また、本年度からは、ウェブサイトの情報を既存のフェイスブックに加え、更に拡散性の高いツイッターでも同時発信できる SNS 連携システムを導入しています。

今後もより効果的に、訪問者へ情報を伝達できるよう、タイトルのつけ方や掲載情報の精査等、緊急時の情報発信が滞りなくなされるよう運用管理に努めます。

(秘書広報課)

(4)地震を想定した業務継続計画を策定し、初動活動期である 3 日間までの職員参集率は約 80%と想定しています。地震発生直後に参集できない場合は、各自応急措置等を行い、状況が改善した場合、各職場へ参集するよう職員災害初動マニュアルに規定しています。

地域防災対策としては、行政と市内各地区の自主防災会との情報交換や自主防災会同士の連携を図ること等を目的とし、年に 4 回連絡協議会を開催し、積極的な情報交換をするなどし、災害時に備え平時から地域防災力の向上、発展に努めています。

帰宅困難者対策については、事業者等に対して必要な対策の普及・啓発に努めます。避難所は、地震の震度、災害の規模等を考慮し、必要な地域に開設しますので、観光客を含めた外国人避難者に対して、多言語による情報提供、避難誘導体制のあり方や必要な対策について検討します。

外国人にとって非常に重要な飛行機の運航状況や関西空港連絡橋の道路、電車等の運行情報については、関西エアポート株式

勤（通学）時間帯と重なった際の帰宅困難者の対応についても大阪北部地震の検証を踏まえて防災計画への反映を行うこと。

さらに、外国人のための災害発生時の多言語での対応は、在住者のみならず外国人観光客への迅速な情報発信も含めた支援体制を早急に構築すること。特に交通機関の情報など外国人旅行者が特に必要とする情報を、迅速、的確かつ分かりやすく、より多くの言語で提供するための専用ウェブサイトやアプリ等を早急に開発すること。

<補強>

(5)集中豪雨など風水害の被害防止対策（★）

これまでも日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策が非常に重要であると考え。あらためて危険度が高いと見られる地域の未然防止の観点からも緊急に対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に

会社を中心とする空港内外の行政、民間事業者 31 機関が参集、情報共有と連携を目的とした総合対策本部（JCMG）を通じて最新情報を共有できるので、避難所や市内に滞在する外国人の方にウェブサイトやツイッター等により「やさしい日本語」を使い、早く正確な情報を伝達できるよう努めます。

(危機管理課)

(4)ウェブサイトでは、トップページに「緊急情報」という掲出枠を設けており、災害発生時には交通機関やライフラインの情報へもリンクするようにしています。また、ウェブサイトは常時、グーグル翻訳機能による多言語翻訳で外国人在住者や、観光客への情報発信を行っています。

(秘書広報課)

(4)「泉南市定員管理計画」に基づき、将来を見通した計画的な職員の採用を行い、適正な人員配置に努めます。また、災害時に必要とされる応急対策の業務を迅速かつ的確に実施するため、泉南市防災計画や泉南市職員災害初動マニュアルを、非正規職員を含め、全ての職員に周知徹底を図り、体制整備に努めていきます。

(人事課)

(4)大阪観光局や本市観光協会等の関係機関と連携し、外国人観光客に向けての観光PR活動時等に災害発生時の情報入手方法をまとめたパンフレット等を併せて配布する等、緊急の際の情報発信に努めます。

(産業観光課)

(5)大阪府指定の土砂災害警戒区域等が存在する地区については、平成 29 年度に地区住民の協力のもと地区毎のハザードマップを作成及び配布しました。

また、土砂災害や洪水災害の恐れのある土砂災害警戒区域等や河川の整備等、ハード対策については、引続き大阪府に要望や協議を行います。

土砂災害防止月間の 6 月には大阪府とともに市内の土砂災害の危険箇所のパトロールを実施しています。

避難情報の種類や、住民等がとるべき行動については、広報紙、ウェブサイトに掲

<p>影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、自治体が発令する避難情報の内容について、ハザードマップも含めて一層の周知・広報を行うなど、日頃の防災意識が高まるようとりくむこと。</p> <p><継続></p> <p>(6)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について</p> <p>国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などでの府民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。さらに、駅構内や車内での巡回・監視などの防犯体制のさらなる強化をはかるとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策(防犯カメラの設置や警備員の配置など)への費用補助などの支援措置を講じること。</p>	<p>載し、引続き周知を行います。 (危機管理課)</p> <p>(6)本市では、街頭及び市内駐輪場、駅前等に合計 60 台防犯カメラを設置しており、犯罪の抑止に努めています。また、大阪府の補助制度を活用し、区等において防犯カメラ設置事業を進めています。 (生活福祉課)</p> <p>(6)市内における防犯活動については、広報紙での啓発や官公庁連絡会等あらゆる機会を捉えて犯罪防止に努めます。警察機関との連携等、公共交通機関の事業者が独自で行う対策についても官公庁連絡会等において情報提供・交換を積極的に行います。 (秘書広報課)</p>
<p>7.大阪南地域協議会統一要請</p>	
<p><新規></p> <p>(1)関西国際空港への非常時のアクセス手段の確保について</p> <p>2018年9月に猛威を振るった台風21号の強風によって発生した関西国際空港連絡橋へのタンカー衝突事故は、想定外の事故であったと推測されるが、同時に空港連絡橋に偏ったアクセス手段の脆弱性をあらためて露呈することとなった。</p> <p>関西国際空港連絡橋が破損したことにより、一時3,000人以上の空港利用者等(空港旅客、送迎者、見学者、空港関係職員等)が島内に孤立した。翌日より神戸空港に向けて高速船での救助を開始したが、対岸の泉州地域で居住する空港利用者等は現実的に利用が困難であったことから、多くの帰宅困難者を発生させる事態となった。</p> <p>このことを教訓に、空港利用者等を対岸である泉州地域に救助するため、各自治体より関西エアポート(株)に</p>	<p>(1)関西国際空港への非常時のアクセス手段の確保については、関西エアポート株式会社を中心とする総合対策本部(JCMG)において、関西国際空港と地域の広域的な課題として対応を検討していきます。 (危機管理課)</p> <p>(1)関西エアポート株式会社に対して、泉州各市町で構成されている泉州市・町関西国際空港推進協議会を通じて、昨年度の台風21号にて課題となったアクセス手段や利用者の安全確保策の改善を要望しています。今後も関西国際空港の利用者の利便性向上のため、継続して要望していきます。 (政策推進課)</p>

<p>対し、早急に防災業務計画の見直しを図るよう強く要請していただくとともに、空港連絡橋および神戸空港航路以外の「非常時のアクセス手段の確保」を目的に、「災害発生時および非常事態発生時に関する協定書」を締結していただくよう併せて要請する。</p>	
<p>8.泉南地区協議会独自要請</p>	
<p><継続・一部修正> (1)既存の地元企業への支援について 新規参入企業に対する優遇税制の制度等は各自自治体で設けられているが、既存地元企業に対する支援が成されていないのが現状である。早急に地元企業が市外への流出等が無いよう支援体制を図り、支援の拡充を図ること。特に、近年自然災害が増加していることから災害時により被害を受けた企業への支援処置や長年に渡り市内に定着した企業への周年事業支援等、市独自の支援事業の創設を図ること。さらには、市と各企業とが協力し、周辺整備等が出来る支援の創設も図ること。</p> <p><継続・一部修正> (2)少子化対策について ①不妊治療の経済的な助成について、その基本である「大阪府・不妊に悩む方への特定治療支援事業」の緩和を求める要望を行い、前回回答は「関係者と情報交換する等、機会を通じて要望します。」とありますが、具体的にどのように要望し、またその後の対応や</p>	<p>(1)既存の地元企業・事業所については、事業資金融資利子補給制度、退職金共済掛金補助制度を主な柱として支援を行うとともに、地域の雇用、賃金水準の確保に努めます。</p> <p>平成 30 年台風 21 号による被災を受け、セーフティネット保障 4 号の認定を受け、あわせて市内事業者に対する被災証明書の発行を行い、滞りなく事業再開が行えるよう支援を行いました。</p> <p style="text-align: right;">(産業観光課)</p> <p>(1)市が企業に対して課税する税目として法人市民税があり、地方税法及び税条例に基づき課税しています。その法人市民税は、市の歳入の中でも重要な自主財源であり、雇用安定に伴う定住促進施策等に寄与する要件での、対象企業の絞り込み等が難しく、減税措置を行うことは困難です。</p> <p style="text-align: right;">(税務課)</p> <p>(1)災害により被害を受けた企業への支援としては、商工会と連携し小規模事業者による事業者 BCP の策定に関する指導や助言を行っていくとともに、平時から総合防災マップ等により、事業活動に影響を与える自然災害等のリスクの認識に向けた注意喚起を行っていきます。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p> <p>(2)①本市では、平成 29 年度から「泉南市特定不妊治療助成事業」を実施しています。不妊治療の中でも、特定不妊治療費は高額であることから、大阪府の助成を受けた方を対象に費用の一部を助成しています。府の対象者の緩和については、府担当者と情報交換を行い、その中で要望していますが、現在のところ緩和の予定はないそうです。</p>

<p>経過について教示頂きたい。</p> <p>②幼児教育の無償化が10月から実施されていますが、泉南市においては給食費については有償のままであるとお聞きしております。近隣市町では幼児教育の無償化に合わせ、給食費も無償化されているとのこと。幼児教育の無償化の基本理念と近隣市町との公正・公平を確保するため給食費の無償化を図ること。</p>	<p>引続き、情報交換や要望を行っていきます。また、近隣市町村の実施状況についても把握に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(保健推進課)</p> <p>(2)②本市では、以前から主食費を徴収しておらず、民間園所に対して完全給食を実施する条件で補助金を交付しています。副食費については、1号認定は従来から実費徴収の対象となっています。2号認定については、1号認定及び学校でも実費徴収されていること、また、これまでも利用料の一部として保護者が負担してきたことから、応益負担の考えに基づき、国の基準に沿って対応することとなりました。なお、経済的負担が大きい低所得者層等については、国の基準に沿って免除措置が講じられています。</p> <p style="text-align: right;">(保育子育て支援課)</p>
---	---